平成 28 年度

岩手県感染症対策委員会

日　時　平成 29 年３月 15 日(水)
１５：００～ １６：３０
場　所　岩手県医師会館中会議室（３階）

次　　第

１　開　会

２　挨　拶

３　議　事

（１）　感染症健康危機管理体制強化について　　(資料 No. １)
（２）　新型インフルエンザ対策について　　(資料 No. ２)
（３）　蚊媒介感染症対策について　　(資料 No. ３)
（４）　災害対応について　　(資料 No. ４)
（５）　その他　　(資料 No. ５)

４　その他

５　閉　会

岩手県保健福祉部医療政策室

岩手県感染症対策委員会委員名簿

分　野	選出団体	員数	職	氏　名	出欠
学識経験者	岩手医科大学	3	眼科学講座　教授	黒坂　大次郎	欠席
			睡眠医療学科　教授　兼 医療安全管理部感染症対策室　室長	櫻井　滋	出席
			微生物学講座分子微生物学分野　教授	村木　靖	欠席
	岩手大学	1	農学部　教授	鎌田　洋一	欠席
	岩手県立大学	1	総合政策学部教授	石堂　淳	欠席
関係団体	岩手県医師会	3	常任理事 (杜のこどもクリニック院長)	金濱　誠己	出席
			常任理事 (小瀬川皮膚科院長)	小瀬川　玄	出席
			岩手県産婦人科医会顧問 (元盛岡赤十字病院長)	利部　輝雄	欠席
	岩手県獣医師会	1	会長	多田　洋悦	出席
	岩手県保健所長会	1	盛岡市保健所長	高橋　清実	出席
民間検査機関	岩手県予防医学協会	1	専務理事	武内　健一	出席
	岩手県臨床衛生検査技師会	1	理事	高橋　幹夫	出席
自治体	岩手県市長会	1	宮古市長	山本　正徳	傍聴
	岩手県町村会	1	住田町長	多田　欣一	欠席
医療機関	県立病院の代表	1	岩手県立中央病院長	望月　泉	欠席
	結核病床を有する医療機関の代表	1	国立病院機構盛岡病院長	菊池　喜博	出席
	感染症指定医療機関の代表	1	盛岡市立病院長	加藤　章信	出席
教育機関	教育委員会	1	教育長	高橋　嘉行	代理出席

（任期：平成27年7月24日～平成29年7月23日）

岩手県感染症対策委員会　事務局

所　属	職	氏　名
医療政策室	副部長兼医療政策室長	野原　勝
医療政策室	感染症担当課長	小野　泰司
医療政策室	主任主査	東　進
医療政策室	主　査	髙橋　秀彰
岩手県環境保健研究センター	保健科学部長	梶田　弘子

岩手県感染症対策委員会設置要綱

（設　置）

第１　感染症の発生の予防及びそのまん延の防止に関する施策を総合的に推進するため、岩手県感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２　委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のための諸施策の推進に関すること。

（２）感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、分析及び提供に関すること。

（３）予防接種法（昭和２３年法律第６８号）第６条に定める臨時の予防接種の実施に関すること。

（４）予防接種法に規定する疾病に係る予防接種による健康被害の防止に関すること。

（５）その他感染症予防対策の推進に関し、必要な事項。

（組　織）

第３　委員会は、委員１８名以内をもって組織する。

２　委員は、医療及び行政の関係機関・団体等並びに学識経験者のうちから、知事が委嘱する。委員の構成は別紙のとおりとする。

３　委員の任期は、２年とする。ただし、欠員が生じた場合における後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選とする。

２　委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（招　集）

第５　委員会は、知事が招集する。

（専門委員会の設置）

第６　委員会に所掌事項についての調査、研究及び審議を行うため、専門委員会を設置することができる。

２　専門委員会は、委員長が指名する委員及び学識経験者等のうちから知事が委嘱する者で組織する。

３　このほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（意見の聴取）

第７　委員会は、必要に応じて学識経験のある者及びその他委員長が必要と認めた者の

出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶　務）

第８　委員会の庶務は、保健福祉部医療政策室において処理する。

（補　則）

第９　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

第１　この要綱は、平成元年７月２４日から施行する。

（要綱の廃止）

第２　岩手県結核・感染症情報対策委員会要綱は廃止する。

附　則

この要綱は、平成５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成６年３月２５日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１０年４月１６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１０年１２月２２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１４年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年７月２１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

別　紙

岩手県感染症対策委員会委員の構成

分　　野	選　出　団　体	員数(人)
学識経験者	岩手医科大学	3
	岩手大学	1
	岩手県立大学	1
関係団体	岩手県医師会	3
	岩手県獣医師会	1
	岩手県保健所長会	1
民間検査機関	岩手県予防医学協会	1
	岩手県臨床衛生検査技師会	1
自治体	岩手県市長会	1
	岩手県町村会	1
医療機関	県立病院の代表	1
	結核病床を有する医療機関の代表	1
	感染症指定医療機関の代表	1
教育機関	教育委員会	1
計		１８